国立大学法人 弘前大学

令和７年度　原子力災害対策事業費補助金（原子力災害等医療実効性確保事業）

令和７年度第１回弘前大学甲状腺簡易測定研修 募集要項

本研修は，令和７年度原子力災害対策事業費補助金（原子力災害等医療実効性確保事業）（以下，補助金事業という。）の一環として国立大学法人弘前大学が開催する「甲状腺簡易測定研修」についてのご案内となります。

本研修は，甲状腺簡易測定を行う担当者の養成を目的としており，原子力災害時に放射性ヨウ素が環境中に放出された場合に備え，周辺住民等の甲状腺簡易測定を迅速に実施できる体制整備の一環として開催するものです。

原子力災害医療研修は，基礎→専門→高度専門へとステップアップする研修体系のもと開催いたします。（下図参照）

原子力災害医療研修体系図（基礎・専門）

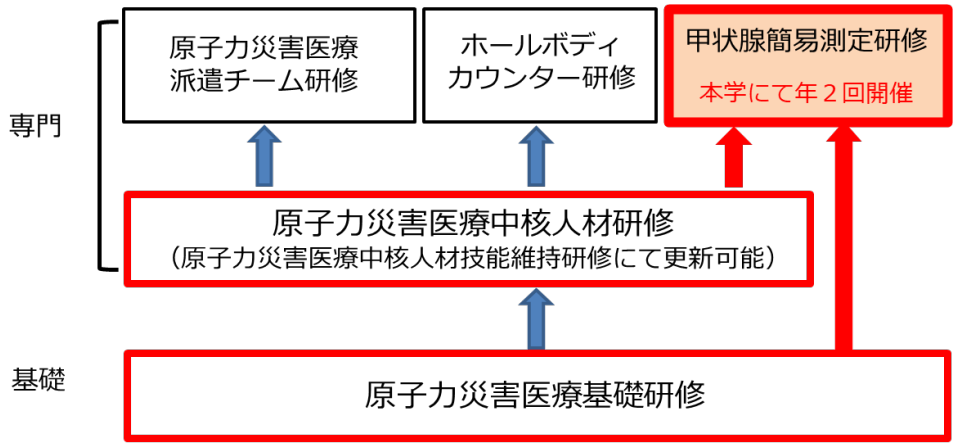

１　目的

NaI（TI）サーベイメータを用いた甲状腺簡易測定方法の習得

２　開催日時

令和７年９月２９日（月）１３：００ ～ １５：００（対面研修）

＊講義２科目は,事前にｅラーニングで実施いたします。（６　研修内容　をご参照ください）

3　募集人員

２０名

4　対象者

以下の①，②の両方を満たす方。

① 原子力施設立地・隣接道府県の，原子力災害拠点病院，原子力災害医療協力機関等で，原子力災害時に周辺住民等の甲状腺内部被ばくの簡易測定を担当される方，またはその可能性がある方。

※補足１：原子力施設立地・隣接道府県の職員であって甲状腺の被ばく線量モニタリングを担当する者を含む

※補足２：原子力災害医療協力機関においては，B 要件（国または立地道府県等からの指示に基づき，避難住民等に対し甲状腺被ばく線量モニタリングを実施することができる測定要員を保有し，その派遣体制を有すること）の機能を登録している機関または今後 B 要件の登録を行う予定の機関

② 原子力災害医療基礎研修，原子力災害医療中核人材研修，原子力災害医療中核人材技能維持研修，甲状腺簡易測定研修のいずれかを修了し，有効期限内の修了証を有する方。

5　実施場所

国立大学法人 弘前大学保健学研究科　E 棟　２階　21・22 講義室

〒036-8564　青森県弘前市本町６６－１

交通：ＪＲ弘前駅よりバス約１５分

交通アクセス　https://ghs.hirosaki-u.ac.jp/access

6　研修内容

対面研修は，時間表（案）のとおり。

事前ｅラーニング講義は以下の２科目（受講決定後に受講方法をお知らせします）

講義１「原子力災害対応」（５０分程度）+到達度確認テスト３問

講義２「甲状腺簡易検査」（５０分程度）+到達度確認テスト３問

<ご注意ください>

事前ｅラーニング講義は受講決定後から１ヵ月程度の受講期間を設けます。この期間内に受講を完了できなかった場合は対面研修を受講することはできません。

7　受講料

無 料

※本研修は原子力災害時の医療体制整備に資するため、原子力規制庁からの補助金事業の一環として実施されます。

8　旅費について

本学の旅費規定に従い，旅費を支給いたします。詳細は，受講決定後お知らせいたします。

9　申込要領

・申込期限　令和７年８月２０日（水）

・申込方法

被ばく医療研修ポータルサイトよりお申込みください。（「入力操作の手引き」参照）

https://retms.nirs.qst.go.jp/

10　受講決定通知

（１）研修開始日の１ヵ月前までに所属長及び本人宛に結果をメールで通知します。

（２）応募者多数の場合には受講人数を調整させていただくことがあります。（受講決定は，先着順ではありません）なお，メールが届かない場合はお問い合わせ先までご連絡下さい。

（３）受講決定者には事前ｅラーニング講義の受講方法のご案内，経費支払いに関する情報及び書類，研修日程等受講に必要な諸事項をメールにて送付します。

（４）受講決定後でも社会通念上相当とする理由がある場合は受講決定を取り消す場合があります。

（５）受講決定後の参加申込みの取り消しは，原則として認めませんが，やむを得ない事情による場合には「辞退届（様式任意）」の提出が必須となります。

11　修了証書

基準を満たした受講生には被ばく医療研修認定委員会より修了証書を発行いたします。

12　問い合わせ先

〒036-8564　青森県弘前市本町６６－１
弘前大学 放射線安全総合支援センター 事務局
Tel　：0172 (39) 5060，5474
Fax　：0172 (39) 5451
E-mail：crss-jimu@hirosaki-u.ac.jp

個人情報の取り扱いについて

お申込に際してご記入いただきました氏名，住所，口座番号等の個人情報は，本学の個人情報保護規程に基づき厳重に取り扱い，原子力災害対策指針に基づく原子力災害時における医療体制等の整備に向け，本研修の受講記録として管理・保管すること及び，下記の利用目的以外では一切使用いたしません。

① 原子力施設立地・隣接道府県，原子力規制庁及び他の高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターからの受講記録照会のため
② 受講者への連絡のため
③ 講師への情報提供のため
④ 研修修了後のフォローアップのため
⑤ その他研修業務の遂行のため

＊被ばく医療研修ポータルサイトのサイトポリシーもご参照ください。